

令和2年5月7日

「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づく近隣住民の方への説明方法の運用方針について

本市では、周辺の住環境に影響を及ぼすおそれのある土地利用に係る紛争の予防及び調整を図ることの一環として、朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例（以下、「条例」という。）第9条第3項に基づき、中高層建築物の建築又は開発区域の面積が3,000平方メートルを超える開発事業を行う場合については、事業者の説明会の開催を義務付けているところです。

しかしながら、埼玉県全域において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年4月7日から5月6日までの期間、改正新型インフルエンザ等特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が発令され、「人と人との接触を減らす」こと等が要請されてきましたが、未だ収束の目途が見えていない状況であり、今般、期間が5月31日まで延長されることとなりました。

本市においても、様々な感染拡大防止対策を講じているところですが、さらなる感染拡大を予防する観点から、本条例に基づく説明方法の一部を暫定的に見直し、クラスター（集団感染）が生じやすい「3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）」の回避を目的とし、本条例に基づく説明会の代替として、建物所有者、居住者又は営業者及び土地の所有者の全てに対し、説明資料のポスト投函若しくは郵送を行うこととし、面会を希望される方へは、感染症の感染防止対策を講じた上での個別訪問での説明を、面会を希望されない方へは、ポストへの投函若しくは郵送による資料の送付をもって、説明会を開催したものとみなします。

なお、事業者への構想内容に対するご質問等につきましては、電話、郵便又はメールにより、随時可能となっておりますので、ご活用ください。

最後に、この運用は、新型コロナウイルスの感染拡大が収束し、政府の緊急事態宣言がすべて解除になった日までの時限的な措置とします。